

## 平成30年度診療報酬改定への対応に係る事項について

### 1. 背景

- DPCにおける診療報酬改定に使用するデータ（平成28年10月から平成29年9月分）の、最終的なデータ提出期限は12月12日である。
- これまでの診療報酬改定において、提出期限を過ぎてから修正したデータを提出する医療機関が複数ある。

### 2. 課題

- 提出期限を過ぎてからデータの修正を行う場合も、診断群分類点数表の設定や医療機関別係数の設定を再度やり直す必要があるが、医療機関から修正の提案がある都度対応をすることは現実的に困難。

### 3. 対応方針（案）

- 提出期限を過ぎて医療機関から修正したデータがあった場合、当該データについては、診療報酬改定に係る作業には使用しないこととしてはどうか。